特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
深川市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
深川市長

公表日
令和6年10月11日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	深川市は、国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）に基づき、国民年金に係る各種届出・申請及び給付に関する受理などに関する事務を行う。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失等に関する事務 ②第1号被保険者の氏名変更・住所変更等に関する事務 ③国民年金保険料の免除・猶予等に関する事務 ④付加保険料の申出及び納付しないことの申出に関する事務 ⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の請求に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金情報ファイル （資格情報ファイル）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表の46、128 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表の主務省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表の主務省令第24条の2、第68条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号074-8650 深川市役所企画総務部秘書課 住所：深川市2条17番17号 電話：0164-26-2226 ファクス：0164-22-8134 E-mail：jinji@city.fukagawa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号074-8650 深川市役所市民福祉部市民生活課 住所：深川市2条17番17号 電話：0164-26-2123 ファクス：0164-22-8134 E-mail：shimin@city.fukagawa.ig.jp

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	主に下記2点が徹底されていること。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの提供を求め、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うほか、申請者からマイナンバーが得られない場合は、基本4情報または、氏名・生年月日・住所の3情報の確認により住基照会を行う。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する局面においては、事務処理の工数を最小限とする業務簡素化や特定個人情報を含む書類のゾーニングや管理徹底などにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金システム等へのアクセスが可能な職員は、人事異動にあわせて名簿を年度ごとに作成し、都度アクセス権限を設定または解除することで不正なアクセスがないように徹底しているほか、システムだけではなく共有フォルダへのアクセス権限も厳しく制限している。また、特定個人情報を含む書類についても、担当のみが閲覧可能となるよう施錠できるキャビネットにて管理をしているなど、適切な運用を行っており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅰ-5-②事務の概要	深川市は、 国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）に基づき、国民年金に係る各種届出・申請及び給付に関する受理などに関する事務を行う。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失等に関する事務 ②第1号被保険者の氏名変更・住所変更等に関する事務 ③国民年金保険料の免除・猶予等に関する事務 ④付加保険料の申出及び納付しないことの申出に関する事務 ⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の請求に関する事務	深川市は、国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）に基づき、国民年金に係る各種届出・申請及び給付に関する受理などに関する事務を行う。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失等に関する事務 ②第1号被保険者の氏名変更・住所変更等に関する事務 ③国民年金保険料の免除・猶予等に関する事務 ④付加保険料の申出及び納付しないことの申出に関する事務 ⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の請求に関する事務	事後	
令和6年10月31日	Ⅰ-3 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成２５年５月３１日法律第２７号） ・番号法第９条第１項　別表第一の３１の項	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成２５年５月３１日法律第２７号） ・番号利用法第９条第１項　別表の４６、１２８ 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表の主務省令） （平成２６年内閣府・総務省令第５号） ・別表の主務省令第２４条の２、第６８条の２	事後	
令和6年10月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-3 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-3 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-6 目的外への入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年10月31日	Ⅳ-10 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	